

○深浦町移住支援金交付要綱

令和元年7月1日告示第65号

改正

令和2年6月2日告示第67号

令和3年3月29日告示第42号

令和3年4月28日告示第62号

令和3年6月28日告示第78号

令和3年12月23日告示第152号

令和4年3月23日告示第72号

令和4年4月20日告示第122号

(趣旨)

第1条 深浦町は、青森県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び深浦町人口ビジョン・総合戦略に基づき、深浦町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して行う深浦町移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から深浦町に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとし、その交付については、あおもり移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下、県実施要領という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)又は(4)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(5)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

②住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

③ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる要件の全てに該当すること。

①平成31年4月1日以降に転入したこと。

②移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

③深浦町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

②日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者の全ての在留資格を有すること。

③その他青森県又は深浦町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

## イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではないこと。

## (3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の拠点とし、移住元での業務を引き続き行うこと
- (イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

## (4) 起業に関する要件

1年以内に、青森県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る企業支援金の交付決定を受けていること。

## (5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

ア 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、申請書(様式第1号)、移住先の就業先(テレワークの場合は所属先等)の就業証明書(様式第2号の1又は様式第2号の2)及び本人確認書類に加え、前条(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)又は(4)のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(5)の要件を満たすことを証する次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 移住に関する書類

(ア) 移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票

(イ) 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等、移住元での在勤地・就業期間を確認できる書類

(2) 起業に関する書類

(ア) 起業支援金交付決定通知の写し

(3) 世帯に関する書類

(ア) 移住元及び申請時において同一世帯であることがわかる住民票

(4) その他町長が必要とする書類

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式第3号)により、

当該申請者に通知する。

審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7条 青森県及び深浦町は、あおもり移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、あおもり移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(就業及び居住状況の報告)

第8条 移住支援金受給者は、申請日から1年を経過するごとに就業・居住状況報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。ただし、申請日から5年経過した場合又は第9条に規定する返還請求の対象となった場合は、この限りでない。

(返還請求)

第9条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の金額又は半額の返還を請求する。ただし、青森県内の他市町村への転居についてはこの限りではない。なお、青森県内の他市町村へ転居し、その後他の都道府県に転出した場合は、返還請求を行うものとする。

(1) 金額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した深浦町から県外に転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した深浦町から  
県外に転出した場合

(返還免除の申請)

第10条 受給者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、移住支援金返還免除申請書（様式第6号）及び返還免除理由を称する書類により町長に返還の免除を申請できるものとする。

(返還免除決定等の協議及び通知)

第11条 町長は、前条の申請があったときは、返還免除の可否について移住支援金返還免除協議書（様式第7号）により青森県へ協議するものとする。

2 町長は、前項による青森県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を移住支援金返還免除承認通知書（様式第8号）又は移住支援返還免除不承認通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

(返還請求に係る情報共有)

第12条 深浦町は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し、住民票の備考欄に移住支援金受給者である旨を記載する等の方法により通知する。

移住支援金の交付を受けた者が県内の市町村から深浦町に転入し、その後県外に転出した場合は移住支援金の支給市町村に対してその旨通知する。

また、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、青森県と深浦町が協議して定める。

## 附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。



様式第1号（第4条関係）

年 月 日

深浦町長 様

（申請者）住 所  
氏 名

年度深浦町移住支援金交付申請書

あおもり移住支援事業実施要領及び深浦町移住支援金交付要綱第4条の規定により、移住支援金の交付を申請します。

記

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏 名			年 月 日
住 所		電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に✓をつけてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した 家族の人数（申請者を除く）	人
移住支援金 の種類	就業	起業		

3 各種確認事項（該当する欄に✓をつけてください）\*

別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙「あおもり移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
申請日から5年以上継続して、深浦町に居住し、かつ就業・起業する意思について	A 誓約する	B 誓約しない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係（就業の場合のみ記載）	A 3頭身以内の 親族に該当しない	B 3頭身以内の 親族に該当する

※各種確認事項のBに✓をつけた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住 所	〒
-----	---

5 東京23区への在勤履歴（東京23区に在勤者に該当する場合のみ記載）※5年以上の在勤履歴を記載

期 間	就 業 先	就 業 地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

管理コード（青森県及び深浦町使用欄）	
--------------------	--

(別紙)

#### 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 あおもり移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び深浦町から求められた場合には、それに応じます。
  - 2 以下の場合には、あおもり移住支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を変換します。
    - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
    - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に深浦町から県外に転出した場合：全額
    - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
    - (4) 青森県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
    - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に深浦町から県外に転出した場合：半額
- 

#### あおもり移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び深浦町は、あおもり移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び深浦町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び深浦町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号の1（第4条関係）

年 月 日

深浦町長 様

所在地  
事業者名 ㊦  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業 又は先導的人材マッチング事業 を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

あおり移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、青森県及び深浦町の求めに応じて、同青森県及び深浦町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号の2（第4条関係）

年 月 日

深浦町長 様

所在地  
事業者名 ⑩  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

あおもり移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、青森県及び深浦町の求めに応じて、同青森県及び深浦町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様

深浦町長 印

深浦町移住支援金交付決定通知書

あおもり移住支援事業実施要領及び深浦町移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定したので通知します。

移住支援金 \_\_\_\_\_ 円

（備考）

- 1 深浦町は、あおもり移住支援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年未満に深浦町から県外に転出した場合：全額
  - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - ・青森県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に深浦町から県外に転出した場合：半額
- 2 深浦町は、あおもり移住支援事業実施要領の規定に基づき、あおもり移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地歩移住支援）の金利引下げの適用について
  - ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金を受領したかに対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制

度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります

- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の変化を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

深浦町長 様

住 所  
氏 名 ⑤

深浦町移住支援金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた深浦町移住支援金の支払を受けたいので、深浦町移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名・支店名	
預金種類	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

深浦町長 様

住 所  
氏 名

就業・居住状況報告書

深浦町移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、 年 月 日における就業及び居住の状況について、下記のとおり報告します。

記

1 就業状況

フリガナ 氏 名		性別	
生年月日	年 月 日		
入社年月日	年 月 日		
所属部門			
上記の者が就業していることを証明します。			
年 月 日			
事業所所在地 事業所名称 代表者名 電話番号			印

※起業の場合は記入不要

2 居住状況

住 所	〒
連絡先	



深浦町長

住所

氏名

移住支援金返還免除申請書

あおもり移住支援事業実施要領の規定に基づき、下記のとおり移住支援金の返還免除を申請します。

記

返還対象要件 (該当項目にレ点)	全額の返還
	<input type="checkbox"/> 移住支援金の申請日から3年未満に県外へ転出した。 <input type="checkbox"/> 移住支援金の申請日から1年以内に要件を満たす職を辞した。 <input type="checkbox"/> 起業支援事業に係る交付決定を取り消された。
	半額の返還
	<input type="checkbox"/> 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に県外へ転出した。
返還免除申請額	万円
返還免除申請理由 (該当項目にレ点)	<input type="checkbox"/> 雇用企業の倒産等の事業主都合による離職 <input type="checkbox"/> 災害による転居・離職 <input type="checkbox"/> 病気による転居・離職 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>

【添付書類】

免除理由を証明できる書類

様式第7号（第11条関係）

号  
年 月 日

青森県知事 殿

深浦町長 印

移住支援金返還免除協議書

あおもり移住支援事業実施要領の規定に基づき、移住支援金の返還免除に係る下記の決定について協議します。

記

返還免除申請者氏名	
既支給額	円
返還免除申請額	円
返還免除の可否 (いずれかに○)	免除する                      ・                      免除しない
可否を判断した理由	<p>【免除する場合】（該当項目にレ点）</p> <p>次の理由により免除することがやむを得ないと判断されるため</p> <p><input type="checkbox"/> 雇用企業の倒産等の事業主都合による離職</p> <p><input type="checkbox"/> 災害による転居・離職</p> <p><input type="checkbox"/> 病気による転居・離職</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; margin: 10px 0;"></div> <p>【免除しない場合】</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; margin: 10px 0;"></div>

【添付書類】

- ・ 移住支援金返還免除申請書の写し
- ・ 返還免除理由を証明する書類の写し

様式第8号（第11条関係）

年 月 日 号

様

深浦町長 印

移住支援金返還免除承認通知書

年 月 日付けで返還免除申請のあった移住支援金については、あおり移住支援事業実施要領の規定に基づき、下記のとおり免除することに決定したので、同実施要領第5の規定により通知します。

記

- 1 返還免除申請額
- 2 返還免除承認額

様式第9号（第11条関係）

号  
年 月 日

様

深浦町長 印

移住支援金返還免除不承認通知書

年 月 日付けで返還免除申請のあった移住支援金については、下記の理由によりあおり移住支援事業実施要領第5の規定に該当しないことから、返還免除申請を承認しないこととしましたので、通知します。

記

1 不承認とする理由